

29 墨行審第31号

平成29年10月23日

写

墨田区長

山本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会長 磯野 弥生

学童クラブ利用保留通知に係る審査請求について（答申）

平成29年7月27日付け29墨総法第106号による諮問について、別紙のとおり答申します。

諮問番号：平成29年度諮問第2号

答 申

第1 審査会の結論

処分庁墨田区長（以下「処分庁」という。）が平成29年2月20日付けで審査請求人に対して行った学童クラブ利用保留処分（学童クラブ利用保留通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求は、却下されるべきである。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、平成28年12月27日付けで処分庁に対し、学童クラブの利用申請（学童クラブ利用申請書によるもの。以下「本件申請」という。）を行い、処分庁は、同日付けで同申請書を受理した。
- 2 処分庁は、本件申請につき利用者選考を行い、学童クラブの利用承認を保留することと決定し、平成29年2月20日付けで学童クラブ利用保留通知書をもって審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、同処分を取り消し、第1希望の学童クラブの利用を承認することを求め、平成29年3月2日付けの審査請求書を送付し、審査庁墨田区長（以下「審査庁」という。）は、同年同月6日付けで同請求書を收受した。
- 4 審査庁は、平成29年3月8日付けで本件処分に係る審査請求の審理手続を行う審理員（以下「本件審理員」という。）を指名した。
- 5 本件審理員は、審査庁が指名した日から平成29年6月29日までの期間において審理手続を行い、平成29年7月18日付けで審査庁に対し、審理員意見書を提出した。
- 6 審査庁は、本件審理員から審理員意見書の提出を受けたことに伴い、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、

平成 29 年 7 月 27 日付けで当審査会に諮問した。

- 7 審査請求人は、平成 29 年 7 月 25 日付けの学童クラブ利用申請取下届により本件申請を取り下げ、処分庁は、同年同月 26 日付けで同取下届を收受した。

なお、本件申請の取下げの事実は、当審査会への諮問後に明らかになったものである。

第 3 審査会の判断

1 行政不服審査法第 2 条

同条は、「行政庁の処分に不服がある者は、・・・審査請求をすることができる。」と定めている。

そして、同法第 1 条第 1 項が、法の目的として定めているのは、「国民の権利利益の救済を図る」ことである。

したがって、不服を申し立てることができる者は、処分が取り消されることにより救済されるべき自己の権利利益を有している者でなければならない。

2 審査請求人による本件申請の取下げ

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 3 月 2 日付けで審査請求を行ったが、平成 29 年 7 月 25 日付けで本件申請を自ら取り下げた。

したがって、本件申請の取下げの時点で、審査請求人は、本件処分の取消し及び学童クラブ利用承認を求める利益を失った。

3 行政不服審査法第 45 条第 1 項

同項は、「処分についての審査請求が・・・その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と定めている。

そして、上記のとおり、審査請求人は、本件申請の取下げにより、本件処分の取消しを求める利益を失ったため、審査請求は不適法となる。

4 結論

よって、審査請求人の申立ては、不適法であるから、「第 1 審査会の

結論」のとおり、本件処分についての審査請求は却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成29年7月27日	・ 諮問
平成29年10月2日 (第1回審査会)	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造、高畠 敏秀